

海外経済要録

国際機関

◇金プール昨年中の活動状況

一昨年12月設立をみた金プールについては関係国以外秘扱いとされているためこれまでその活動状況は適確に把握できなかつたが、最近の Economist 誌(1962年11月24日、1963年2月2日、同2月16日)の報じるところを取りまとめると概要次のとおりである(調査月報 1962年4月号「国際金プール機構の設立問題」参照)。

まず、金プール総額は 270 百万ドルで、うち米国がその半額を分担するなど各国別出資割当額は別表(1)のとおり取り決めてある。なお、プールの管理および運営は英蘭銀行が担当し、毎月末月中売買額を関係国に報告、その増減額を国別割当額に応じて比例配分する原則としているが、米ドル相場支持のための売却分の一部は米国から別途補てんを受ける取決めとなっている。

別表(1) 金プールの国別出資割当額

米 西 国	135百万ドル
ド イ ツ	30 //
英 国	25 //
フ ラ ン ス	25 //
イ タ リ ア	25 //
ス イ ス	10 //
ベ ル ギ ー	10 //
オ ラ ン ダ	10 //
総 額	270 //

昨年中の金プールの活動状況は、7月初めの米ドル不安、10月のキューバ危機に際してかなりの売却が行なわれたが、11月以降多量のソ連産出金売却、民間退蔵金放出があつたため上記流出分を上回る補充買いが行なわれた結果、年末には53百万ドルの余剰が生じた。ただし12月の金プール買入れ65百万ドルについては特例としてその半額(32.5百万ドル)を将来の流出に備えて特別準備とし、残る半額についてのみ参加各國に配分返済された(なお米国は返済額 16.25百万ドルの受取を辞退し、金準備率の低い西ドイツ、イタリア、フランス 3 国に譲渡した模様)。金プールの昨年中各月の増減額およびその累計額は別表(2)のとおりである。

別表(2)

(単位・百万ドル)

	月中増減額	増減額累計
1961年12月		-16
1962年3月	不明	-13
4月		
5月	+59	+46
6月		
7月	-96(注)	-15
8月	-12	-27
9月	-20	-47
10月	-35	-82
11月	+70	-12
12月	+65	+53

(注) 7月中米国は35百万ドルを特別補充した。

金プールの活動の結果、昨年中のロンドン金市場の金相場は目立って大きな変動ではなく、7月のドル不安に際して 1 オンス = 35.15 ドル、キューバ危機の際にも 35.20 ドルに達したのみで、それもごく短期間にとどまり、他はおおむね 35.10 ドル以下で安定した推移を示した(昨年11月以降は 35.06 ドル前後と1959年12月以来の安値)。このように投機筋にほとんど活躍の余地を与えたかったことは金プールの功績として高く評価されている。

なお、昨年中の自由世界における金需給は別表(3)のとおりで、供給面では引き続き生産が増加している反面、ソ連の売却は 180 百万ドルと前年比 80 百万ドル方減少、また需要面では民間退蔵の盛行を映して私的需要が 11 億ドルと前年比 2 億ドル以上の記録的増加を示した反面、公的保有は全体として 2 億ドル弱減少している。公的保有の国別内訳ではフランス、英国、南アなどが増加した反面、米国、カナダ、スイスなどが国際収支事情を反映してかなりの減少を示した。

別表(3) 自由世界の金需給

(単位・百万ドル)

	1957年	1958年	1959年	1960年	1961年	1962年 (概算)
供 給						
生 産	1,015	1,050	1,125	1,170	1,215	1,320
ソ連売却	260	220	250	200	260	180
計	1,275	1,270	1,375	1,370	1,475	1,500
需 要						
公的保有	705	680	695	340	590	400
その他の 計	570	590	680	1,030	885	1,100
	1,275	1,270	1,375	1,370	1,475	1,500

資料: BIS 年報。

米州諸国

◇ケネディ大統領の減税教書

ケネディ大統領は1月24日減税教書を議会に送り、一般教書以来注目されてきた減税政策の具体的な内容を明らかにした。

教書によれば、減税計画は、個人所得税および法人税の税率引下げと、若干の税制改革の両者からなり、1965年初までに3段階にわけて実施される。全部発効した場合の規模は、個人所得税110億ドル、法人税26億ドル、計136億ドルの減税に対し、税制改革による税収増加34億ドルがあり、差引ネットの税収減は102億ドルとなる。このほか大法人の法人税納期の繰上げにより15億ドルの歳入増が見込まれるので、結局歳入減は87億ドル見当とみられる。このなかには、減税に基づく所得増大効果は含まれていない。

(1) 個人所得税率は現行の最低20%(課税所得2,000ドル以下)、最高91%(同20万ドル超)から、次のとおり14~65%まで引き下げられる。なお最低課税段階は2分され、最初の1,000ドルにつき14%、次の1,000ドルにつき16%の税率が適用される。

(最低) (最高)

1963暦年の所得につき 18.5~84.5%

1964暦年の所得につき 15.5~71.5%

1965暦年以降の所得につき 14~65%

なお源泉徴収率は新税法成立時(本年7月1日を予定)から現行の18%を15.5%へ、明年7月1日からさらに13.5%に引き下げられる。

(2) 法人税率は現行の普通税率(最初の25,000ドルまで)30%、付加税率(それ以上の所得につき)22%、計52%が、次のとおり計47%(朝鮮動乱前水準)へ引き下げられる。

1963暦年の所得につき、普通税率を22%に、付加税率を30%に入れ替え

1964暦年の所得につき、付加税率28%

1965暦年以降の所得につき、付加税率25%

なお、納税予定額10万ドル以上の大法人については、法人税の納期(年4回に分納)を半年繰り上げる。この繰上げは1964年より毎年20%ずつ実施し、5年間で完成する。

(3) 税制改革は低所得層の税負担軽減、成長促進、税負担の公平化、税源の強化などを目的として、1964年初より実施する。若干の例をあげると次のとおり。

イ、最低基礎控除(300ドルプラス扶養家族1人につき100ドル)を設定。これにより夫婦子供2人の所得の免税点は2,667ドルから2,900ドルに引き上げられる。減税220百万ドル。

ロ、65歳以上の老令者への税額控除を一率300ドルへ簡素化し、引き上げる。減税320百万ドル。

ハ、研究開発用設備投資の経常費扱いを認める。減税50百万ドル。

ニ、個別的な所得控除を認められる費目は、所得の5%以上の額のものに限定する。増税23億ドル。

ホ、株式配当所得に対する税額控除(配当の最初の50ドルプラス残額の4%相当額)を全廃。増税460百万ドル。

ヘ、鉱業に対する減耗控除制度を厳格化する。増税300百万ドル。

ト、譲渡利得(Capital Gain)税率を個人の場合10~25%から4.2~19.5%へ、法人の場合25%から22%へ引き下げる一方、最低資産保有期間を6ヶ月から1年へ延長する。

チ、株式選択契約(Stock Option)(注)を行使する場合、契約価格と実行時の当該株式時価との差額は通常所得とし、譲渡利得扱いを廃止する。増税100百万ドル。

(注) 株式選択契約とは、会社が高級幹部に対する報酬の一部として、将来一定価格で自社株式を買い取る権利を与えるもの。これにより高級幹部は会社の業績向上に応じた報酬が約束されることになる。権利を行使した時期の株式の市価と契約価格との差額は同人の所得となるが、現行法ではこれは譲渡利得扱いをうるので、これにより通常の給料に対する高率の累進所得税を回避することが可能である。

欧州諸国

◇イタリアの金融市场正常化措置

貯蓄信用閣僚審議会は金融市场の正常化をはかるため、1月29日次の諸措置を実施した。①18か月以上60か月以内の預金を中期預金と定め、同預金金利の最高限度を5%に規制する。②貯蓄銀行、第一種動産抵当銀行などが中期貯蓄債券を発行することを認める。③またイタリア銀行に対し、銀行法第32条に定める「銀行の流動性あるいは投資先事業種類との関係からみた資金の使用割合」を指示する権限を与える。

これまで、イタリアの市中預金金利については、イタリア銀行協会を通じる市中銀行間の紳士協定(形式上は貯蓄信用閣僚審議会が最終決定権限を持つ)によって最長12か月まで預金種類に応じ、最高金利が定められてい

るが、本来市中銀行は、銀行法により中・長期預金の受け入れを禁止されているため、中・長期預金金利についての銀行間協定はなかった。しかしながら、実際には、中・小銀行から大銀行への預け金は固定化し中・長期預金並みの高金利が払われていた。すなわち、イタリアでは英のdiscount marketのごとき短期金融市場がないため、これに代るものとして当局の禁止規制にもかかわらず銀行間預金が利用されており、投資先の少ない中・小銀行の余剰資金の相当部分は少数の大銀行に恒常に預入されていた。他方大銀行は受け入れ資金を随時短期大蔵省証券(従来発行額に制限がなく、かなり放漫に発行されていた)に投資し、流動比率を維持する慣習となっていた。しかも大銀行間のこの種預金の受け入れ競争は昨春來の金融ひっ迫につれてますます激しくなり、そのため銀行間預金金利は、異常に高騰し(一時6%にも達したといわれる)、短期金利の基準としての機能を喪失するとともに、他方長・短金利の相関関係を乱し、資本市場の発展に少なからず悪影響を及ぼしていた。

このため、昨年末金融当局は、短期大蔵省証券の発行制度を改正(入札制度への切替え、発行額の制限、金利の市場実勢順応)するとともに、銀行間預金を公認して金利を短期大蔵省証券金利と同率とするなどの措置を講じ、中小銀行の余裕金が不当に大銀行に流入することを阻止し、その資本市場への流入を促進することとした(昨年11月、12月号月報要録参照)。

今回の新措置は、上記の構想をさらに具体化したもので、これにより金利体系を短期、中期、長期と明確に区分し、金融市场と資本市場との正常な発展をはからんとするものである。また、本措置は、EECの資本移動自由化に関する第2次命令(本月報1月号要録参照)に基づいて、今回イタリア居住者の外国証券取得の自由化が決定されたのに伴い、国内資本市場を整備して内外資本市場の交流をはかる必要性が強まつたことも重要な背景となっている。

なお、今回決定した③の措置による資金の使用規制については、まだ具体的な規制が行なわれていないが、これは中央銀行の質的統制を意図するものではなく、先般來の諸措置により金融市场、資本市場を確立し、中央銀行の金融政策が円滑に機能する基盤を築成せんとするものと解される。

◇オランダ、貯蓄奨励金制度案を議会へ提出

オランダ政府は貯蓄増強の見地から、このほど大要次のような基準により20%の貯蓄奨励金交付を認める法案を議会に提出した。

すなわち、政府は25~60歳の貯蓄者で年間所得最高12千フローリン(妻帯者の場合は24千フローリン)の者の次に掲げる貯蓄金の利子に対し、一律20%のプレミアム(非課税)を付与する(支払は5年ごと)。①貯蓄機関への貯蓄、②株式取引所での購入証券、③生命保険料金、④抵当債務の返済。

政府の見通しによれば、この制度の導入により年間300~350百万フローリンの貯蓄増強になるとしている。

アジア諸国

◇インドの金取引規制措置

インド政府は、さきに外貨対策として金公債の発行を決定したが(37年11月号別動向インド参照)、さらに1月10日、同公債の消化促進と金の密輸入防止のため、金製品の所有、売買、製造に関する禁止および制限条項をもつて金取引規制措置を実施した。概要次のとおり。

- (1) 金取引業者および金匠は1ヶ月以内に新設の金規制委員会の認可を受けなければならない。
- (2) 認可を受けた金取引業者はすべての取引を記録し、定期的にその明細を提出しなければならない。
- (3) 装飾用金製品については、14金をこえるものの新規製造を禁止する。
- (4) 装飾用以外の金製品については、

イ、1ヶ月以内に金規制委員会にその保有量(ただし1人50グラム以下、未成年者の場合は20グラム以下を除く)を申告しなければならない。

ロ、原則として新規製造を禁止する。

ハ、認可を受けた取引業者以外のものは、相続および特別許可による場合を除き新規に取得できない。

- (5) 国税局事務官に検査、差押、没収の権限を与えるとともに、違反者に対しては罰金、懲役を課する。

◇マラヤの1963年度予算

マラヤ政府は、このほど1963年度(1963年1~12月)予算案を、国会に提出した。

本予算は、経常支出を抑制する一方、第2次5か年計画(1961~65年)の第3年目を迎えて開発支出に相当重点をおいた予算となっている。すなわち歳出総額(1,581百万マラヤ・ドル)は前年比3.8%の増加をみたが、これは開発支出の大幅増加(前年比17%増)が主因で経常支出はわずかながら減少している。一方歳入面では主要輸出产品的価格低迷による輸出関税の減収を折り込み前年比4.5%減と見込んでいる。この結果、赤字は559百万マラ

マラヤの1963年度予算

(単位・百万マラヤ・ドル)

	1963 年度	1962 年度		1963 年度	1962 年度
歳 入	1,022	1,070	歳 出	1,581	1,522
			うち経常勘定	1,088	1,102
			開発勘定	493	420
不 足 額	559	452			

(注) 1. 1962年度予算是最終予算
2. 1米ドル=3.06 マラヤ・ドル

ヤ・ドル(1962年度 452 百万マラヤ・ドル)と増大、この不足額は内外債の発行、政府現金勘定の取りくずしなどによりまかぬ予定。

◇フィリピン、関税率改定

フィリピン政府は1月25日、30品目に及ぶ関税率を改定し、2月25日から実施する旨発表した。今回の改定により、線材、紙類、グルタミン酸ソーダーなど26品目の関税が引き上げられ、一方合纖フィラメント、除虫菊など4品目の関税が引き下げられる。同国政府は、本措置は、国内産業の保護育成と一部必要物資の不足緩和のためといったものであると説明している。

◇イランの対日輸入制限措置

イラン政府は、1月5日、新しい対日輸入制限措置を次のとおり発表した。

(1) 日本との貿易取決めが締結されるまで、工業用原材料および工場用機械の補修部品を除く全輸入品目に対して、関税、商業利潤税に加えC I F価格の5%に相当する特別付加税を賦課する。

(2) 同税は、中央銀行に積み立てられ、イラン産品の対日輸出促進・奨励に使用される。

(3) なお、これまで繊維品など6品目を除き、日本からの輸入には、強制パート方式を採用していたが、このパート方式は廃止する。

わが国とイランとの通商関係は1昨年10月、「両国間貿易取決め」が失効して以来無協定状態にある。新協定の締結はイラン側が対日貿易収支戻の大幅入超傾向(石油を除く入超幅1960年31百万ドル、1961年39百万ドル)を理由に、綿花、羊毛、亜鉛、クロム鉱など同国産品の買付け増加を強く要請しているところから難航を続けている。

本措置はかかる状況にあって対日差別強化、対日輸出促進を意図するとともに、貿易取決めの締結を自国に有利に展開しようとしているといふべきである。

される。もっとも、今次措置には、従来問題のあった強制パート方式の廃止が含まれているので、わが国のイラン向け輸出に対する実質的な影響は少ないものとみられている。

◇香港の1962年の貿易状況

1962年の香港貿易は、輸出4,387百万香港ドル(約769百万米ドル)、輸入6,657百万香港ドル(約1,167百万米ドル)で、1961年に比べ、輸出は11.6%増、輸入は11.5%増と前年の停滞から顕著な回復を示した。

輸出面では、その大宗である衣料品が、おもに米国その他における繊維品輸入緩和措置により、前年比34%余の著増を示した。このほか、近年順調な伸びを示しているプラスチック造花や玩具が、米国向けを主因に引き続き増加を示したほか、輸出品の多様化により、トランジスター・ラジオ、光学製品(カメラ、双眼鏡)などが着実に増加した。

一方、輸入面では、第1位の食糧が前年比14%、2位の繊維1次製品が8%といずれも増加したが、とくに建築ブームを反映して機械類が14%も増加したのが注目される。

相手国別では、対欧米および日本貿易が著増したのをはじめとし、中共からの輸入が18%増加した反面、インドネシアに対する輸出の前年比半減を主因に対アジア諸国向け輸出が減少したことが注目される。

主要国別および品目別輸出入状況は次のとおりである。

主要国別輸出入額

(単位・百万香港ドル)

國 別	輸 入			輸 出			
	1961 年	1962 年	増減(△) 比	國 別	1961 年	1962 年	増減(△) 比
中 共	1,028	1,213	185	米 国	701	907	206
日 本	864	1,097	233	英 国	607	737	130
米 国	729	792	63	マ ラ ヤ	452	451	△ 1
英 国	757	759	2	日 本	229	220	△ 9
タ イ	256	302	46	西 ド イ ツ	110	158	48
西 ド イ ツ	186	190	4	イ ン ド ネ シ ア	225	124	△101
ス イ ス	156	169	13	蒙 古 州	86	122	36
マ ラ ヤ	140	143	3	タ イ	137	109	△28
ベルギー	100	131	31	カ ナ ダ	76	104	28
オ ラ ン ダ	117	128	11				
イ タ リ ア	79	104	25				
そ の 他	1,558	1,629	71	そ の 他	1,307	1,455	148
合 計	5,970	6,657	687	合 計	3,930	4,387	457

主要品別輸出入額

(単位・百万香港ドル)

輸入			輸出				
品目別	1961年	1962年	増減(△) 比	品目別	1961年	1962年	増減(△) 比
食糧	1,406	1,609	203	衣料	862	1,158	296
織維1次品	1,299	1,403	104	織維1次品	823	742	△81
機械および運輸設備	623	711	88	食料	312	379	67
化粧品	531	558	27	化学品	232	233	1
その他	2,111	2,376	265	その他	1,701	1,875	174
合計	5,970	6,657	687	合計	3,930	4,387	457

△1962年のソ連国民経済発展計画の実績

ソ連閣僚会議付属中央統計局の発表(1月26日)によれば、昨年のソ連国民経済発展計画の遂行実績は次のとおりである。

工業生産増加率

(前年比増加)

	1959年	1960年	1961年	1962年	1963年
	目標	実績	目標	実績	目標
工業総生産	7.7	11.0	8.1	10	8.8
うち生産財	8.1	12.0	8.8	11	9.5
消費財	6.6	10.3	6.4	7	6.9
工業労働生産	5.4	7.4	5.8	5	6.0
				4.0	5.6
				6.0	5.6

主要物資の生産高

	1959年	1960年	1961年	1962年	1963年 目標
銑鉄(百万トン)	43	46.8	50.9	55.3	59
鉄鋼(〃)	59.9	65.3	70.7	76.3	80
圧延鋼(〃)	47	50.9	55.2	59.2	62
石油(〃)	129.5	148	166	186	205
電力(+億kwh)	261	292	327	369	407.9
組立鉄筋材料(百万m ³)	25	32	38	41	44
テレビ(百万台)	1.2	1.7	1.9	2.2	—
電気冷蔵庫(万台)	426.1	529.5	686.4	838	914
電気洗濯機(万台)	0.6	0.9	1.2	1.8	2.2
食肉(百万トン)	4.2	4.4	4.3	4.8	5.7
バター(千トン)	845	848	894	826	900
乳製品(ミルク換算)(百万トン)	7.2	10	9.0	9.3	13.3

農産物収穫高・国家買付高

	1950年	1960年	1961年	1962年
穀物収穫高(百万トン)	124.8	134.4	138.0	147.5
うち小麦(〃)	69.1	63.8	66.5	70.6
穀物買付高(〃)	46.6	46.7	52.1	56.6

共産圏諸国

△中共、パキスタン貿易協定の締結

中共、パキスタン両国政府は1月5日カラチにおいて貿易協定を締結した。本協定は両国間で締結された最初のもので、相互に最恵国待遇を与え、両国間の貿易拡大をはかるとするものである。本協定によれば、中共側の輸出品は、金属、鉄鋼製品、石炭、セメント、機械、化学製品、食糧などであり、一方パキスタン側の輸出品はジュート、同製品、綿花、綿紡織品、皮革、医療機械、クローム鉱、新聞用紙などである。

今回の協定は、中印、印パ関係が中印国境問題、カシミール問題などをめぐって微妙な段階にあるおりから、中共がパキスタンと国境問題の処理を契機に、貿易の正常化と拡大をはかり、両国経済関係を緊密化しようとしたものとみられる。

なお最近における両国間の貿易は次表のとおりである。

中共の対パキスタン貿易

(単位・百万ドル)

	輸出	輸入	差引出入 (△)超
1957年	7.8	9.5	△ 1.7
58	10.3	7.6	2.7
59	4.2	0.7	3.5
60	4.0	14.8	△ 10.8
61	3.5	10.0	△ 6.5
62 1~7月	2.4	1.6	0.8
(前年同期)	2.3	9.4	△ 7.1

資料： 国連およびパキスタン側統計。

その他主要経済指標

	1959年	1960年	1961年	1962年
国民所得(十億ルーブル)	135.0	144.0	153.0	161.5
住民貯蓄(〃)	10.0	10.9	11.7	12.7
社会的消費(フオンド)	23.0	24.5	26.4	28.4
小売販売高(〃)	71.0	77.7	80.2	86.3
都市住宅建設(百万m ²)	74.0	85.0	96.0	81.0
外国貿易(十億ルーブル)	9.4	10.0	10.6	11.8

(注) 0.9ルーブル=1米ドル。

◇日ソ貿易支払協定の調印

2月5日東京において「日ソ貿易支払協定」の調印と「日ソ両国間の消費物資のバーターに関する書簡」の交換が行なわれた。

本協定は昨年末までの旧協定(1960~62年の3か年、当初輸出入見込み440百万ドル、実績通関ベース約650百万ドル)に引き続き本年から明後年までの3年間における日ソ間の貿易内容を定めたものである。1963~65年の3か年の取引額は往復670~700百万ドルと見込まれ、さしあたり本年分としては、日本側の輸出136百万ドル、輸入115百万ドル、差引出超21百万ドルを予定している。

日本側からの輸出品としては、従来の機械、金属製品、化学工業設備のほか、新規に漁船、印刷用紙製造機械、軽工業設備、ビニロン・プラントなどが掲げられ、一方ソ連からの輸入品目は従来とほぼ変わりなく、木材、原油、石炭、銑鉄、カリ塩(9品目で輸入総額の90%に当たる)などである。本協定のわく外で主として、消費物資(日本から繊維製品、ソ連から海産物など)につき両国の消費組合によりバーター取引をしようとするもので(日本海をはさみ向かい合っているので沿岸貿易といわれている)本年分として片道4~5百万ドルが予定されている。

〔参考〕

自由世界の金・外国為替公的保有高の推移

(単位・百万ドル)

	世界合計	米国	カナダ	英國	西ドイツ	フランス	イタリア	ペルー	オランダ	スイス	インド	パキスタン	日本
1958年	57,305	20,582	1,948	3,069	5,732	1,050	2,082	1,497	1,470	2,063	722	312	861
1959	57,060	19,507	1,876	2,736	4,533	1,720	2,953	1,222	1,339	2,063	814	400	1,322
1960	59,745	17,804	1,836	3,231	6,737	2,070	3,080	1,422	1,742	2,324	670	415	1,824
1961	61,200	17,063	2,064	3,318	6,542	2,939	3,419	1,657	1,715	2,759	665	376	1,486
1962年													
1月	—	16,963	1,930	3,410	5,815	2,992	3,408	1,664	1,724	2,686	638	371	1,510
2月	—	16,948	1,755	3,424	5,857	3,057	3,323	1,649	1,726	2,652	635	375	1,514
3月	60,250	16,873	1,716	3,452	6,088	3,221	3,279	1,662	1,745	2,608	624	371	1,561
4月	—	16,762	1,604	3,472	6,033	3,318	3,274	1,620	1,754	2,595	576	372	1,559
5月	—	16,718	1,501	3,525	6,082	3,492	3,204	1,636	1,786	2,578	526	380	1,586
6月	61,070	17,081	1,817	3,433	6,233	3,484	3,239	1,603	1,795	2,705	507	376	1,623
7月	—	16,678	2,123	2,915	6,209	3,332	3,152	1,631	1,866	2,689	511	359	1,635
8月	—	16,562	2,338	2,848	6,257	3,414	3,230	1,625	1,775	2,637	505	356	1,648
9月	61,005	16,531	2,453	2,792	6,473	3,530	3,282	1,626	1,781	2,629	516	352	1,720
10月	—	16,364	2,622	2,822	6,554	3,616	3,282	1,616	1,771	2,633	516	347	1,805
11月	—	16,216	2,614	2,884	6,475	3,719	3,381	1,601	1,745	2,613	503	358	1,793
12月	—	16,156	2,547	2,806	6,447	3,610	3,441	1,622	1,743	2,872	—	378	1,841